

第42回内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会 議事録

1. 日 時：令和7年7月25日（金）14：00～15：12

2. 場 所：オンライン開催（Microsoft Teams）

3. 出席者：

（1）委員

座長 牧原 出 東京大学先端科学技術研究センター教授
梅澤 真由美 公認会計士
田辺 智子 早稲田大学教育・総合科学学術院准教授
千葉 功 学習院大学文学部教授
山内 暁 早稲田大学商学学術院教授

（2）説明者

（公文書管理課）

前川 紘一郎 大臣官房公文書管理課長
田邊 浩二 大臣官房公文書管理課調査官

（北方対策本部）

小林 明生 内閣府北方対策本部参事官

（（独）国立公文書館）

長野 浩二 （独）国立公文書館総務課長

（（独）北方領土問題対策協会）

江上 博文 （独）北方領土問題対策協会事務局長代理・総務課長
竹内 啓介 （独）北方領土問題対策協会札幌事務所長
石川 毅 （独）北方領土問題対策協会業務グループ上席専門官

（3）事務局

廣瀬 健司 大臣官房政策立案総括審議官

（政策評価広報課）

永山 寛理 大臣官房政策評価広報課長
藤間 世津子 大臣官房政策評価広報課課長補佐（独立行政法人担当）

○永山課長

それでは、お時間にもなりまして、委員の皆様はおそろいでございますので、ただいまから第42回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

本日は、議事次第にありますとおり、主な議題として「国立公文書館の令和6年度にお

ける年度評価案及び効率化評価案について」「北方領土問題対策協会の令和6年度における年度評価案について」「北方領土問題対策協会の業務方法書の変更案について」の3件について、それぞれ御意見等をいただくこととなっております。

資料としましては、本体資料が資料1－1から資料4までの8点、参考資料が3点ございます。不備等ございましたら、事務局までお知らせいただければ幸いです。

なお、開催方式は、オンラインシステムを活用しての開催としております。システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせください。

また、本懇談会は、開催規程に基づき、公開により進めさせていただきます。

議事に入ります前に、内閣府において人事異動がございましたので、お知らせいたします。7月1日付でこの有識者懇談会を主催する政策立案総括審議官に新たに廣瀬が着任いたしましたので、一言御挨拶を申し上げます。

○廣瀬審議官

よろしくお願いいたします。7月1日付で政策立案総括審議官に着任いたしました廣瀬と申します。御挨拶が遅れておりまして、どうも申し訳ございません。

本日は委員の皆様、各法人の皆様、お忙しい中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の懇談会では、国立公文書館、北方領土問題対策協会の2つの法人の令和6年度の実績評価について御審議いただくこととしております。内閣府が両法人に対して行っている業務実績に関する評価が適正なものか、外部の有識者の専門的な目から御点検いただきたいと思っております。両法人の担当部局から御説明をこの後にさせていただきますが、何なりと御質問、御意見などを御遠慮なく、御指摘いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○永山課長

また、今年度から早稲田大学の田辺智子先生に委員として新たに加わっていただくことになりました。田辺委員から一言御挨拶をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○田辺委員

早稲田大学の田辺と申します。今回から委員として御一緒させていただくことになりました。

私は政策評価を専門にしております。まさに今回のこの有識者会議のテーマである評価を研究しております。それと同時に、私自身国立国会図書館というところで長く公務員をした経験がありまして、その際に自分の組織の評価も担当したことがございます。その経験から申しますと、組織の評価というのはとても大事で、必ずしなければいけないものである一方、実際にやるとなると、担当の者にとってはなかなか難しい点がいろいろある

というところも実感しているところでございます。こちらの懇談会でもより適切な評価となるように皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○永山課長

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、廣瀬政策立案総括審議官から座長の指名をお願いします。

○廣瀬審議官

懇談会の座長は、本懇談会の開催規程に従いまして、私から指名させていただくこととなっております。前任の田邊國昭先生から御推薦をいただいたことございまして、ぜひ牧原先生にお願いをしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○牧原座長

座長御指名の件、了解いたしました。

○廣瀬審議官

どうもありがとうございます。

○永山課長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事の進行につきまして、牧原座長、よろしくお願いいたします。

○牧原座長

それでは、議事を進めさせていただきます。

最初に「国立公文書館の令和6年度における年度評価案及び効率化評価案について」、前川公文書管理課長より御説明をお願いいたします。

○前川課長

公文書管理課長の前川と申します。よろしくお願いいたします。

また、国立公文書館から長野総務課長にも出席いただいておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、今、画面にも投映させていただいておりますけれども、資料1－1を御覧いただければと思います。国立公文書館の令和6年度における業務実績における評価案の概要でございます。

左のほうに通し番号を振っておりますので、この番号を使いながらどこを説明しているか分かるように説明したいと思います。

1 番目、行政文書等の管理に関する適正な措置でございます。こちらは各行政機関が行政文書を作った際に、保存期間の満了時に廃棄とするか移管とするかを設定します。それを国立公文書館でレコードスケジュールという形で確認をする作業を行っているところでございます。こちらの目標は350万件以上という指標を設定しておりましたところ、令和6年度の実績といたしまして約353万件、数値目標に対しまして101%と達成をしているところでございます。加えまして、現在令和9年度を目指して新しい文書管理システムの設計をしているところでございますけれども、こうしたところについても制度を所管している我々の立場からも、公文書館からも様々な専門的知見に基づく適切な支援を行ってきたということでございます。こちらの基準に照らしまして、100%以上の達成プラス困難度が高と設定されていることを踏まえて、A評価とさせていただいたところでございます。

続きまして、通し番号2番と3番、保存に関する適正な措置の受入れと保存に関するところでございますけれども、こちらはそれぞれ歴史公文書等の受入れ、これはつまり各府省から保存期間満了後に公文書館に移管された後1年以内に排架するというのを100%とする目標、また特定歴史公文書等について傷んだものについて修復を行うといったものでございますけれども、こちらにつきましてはそれぞれ目標を達成しているということで、B評価といたしております。

続きまして、通し番号4番の利用の請求に関する措置でございます。こちらは公文書館で所蔵する資料を、国民の皆様から利用請求という形で御覧になりたいという請求をいただきます。これにつきまして、例えば個人情報が入っているとか、そうした制限がかかる事由に当たる場合には、それを黒塗りした形でお見せするという形の審査が必要になります。この目標につきまして、30日以内にこの利用決定をするというものを80%以上と定めていたところでございますが、令和6年度の結果といたしましては77.6%ということで、この目標に僅かに達しないということになりました。

ただ、こちらはよくデータを見てみますと、この要審査文書が令和6年度は1,990冊ということで、実は公文書管理法は平成23年度からできたものなのですけれども、要審査文書の分母に当たる数が増えているというものがございまして、令和5年度と比べましても126冊増えている状況でございます。対しまして、利用提供を実施した1,120冊というこちらは、過去のデータと比べましても決して低いものではなくて、むしろ頑張って増やしてこの数に到達したという状況がございまして、数値としては80%には達しなかったのですけれども、分母が増えているといった状況があること、それに加えて、利用者の方への利便性の向上という観点からAI型チャットボットの試行でありますとか、あるいは所蔵資料をアピールして利用促進を図るという意味で国会図書館のレファレンス協同データベース事業への参加といった新しい取組を進めております。こうした事情を勘案いたしまして、数値目標には達していないのですけれども、B評価ということで考えている

ところでございます。

続きまして、通し番号5番、6番であります。展示等の実施とデジタルアーカイブの運用及び充実というところでございますけれども、こちらはいずれもデジタル展示ページビュー数については目標について185%、またデジタルアーカイブの総ページビュー数については数値目標比121%ということで、かなり大幅に達成を超過した状況になっておりますので、こちらの120%以上という基準に照らしまして、評価案としてはAとさせていただいているところでございます。

続きまして、通し番号7番目、利用者層の拡大に向けた取組ということでございます。こちらは実は定量的指標を定めていない項目になっております。主な評価項目としては見学等の受入れ数であるとか、企画展等の土日・祝日入場者数等を設定しているものでございます。この一番上の見学等の受入れ数に関しましては、様々な中学校や高校などからの見学の受入れについて、かなり頑張って数値は増えているのですけれども、そのほかトータルのデータの推移等を見ますと、こちらの館側の自己評価としてはAなのですけれども、評価案としてはB評価とさせていただいているところでございます。

続きまして、2ページ目に移りまして、通し番号でいうと8、9、10であります。こちらはいずれも目標に対しまして100%に達しているか、あるいは定性的なものについてもしかるべき目標を達成していると考えておりますので、B評価とさせていただいております。

続きまして、通し番号11番、研修の実施その他人材の養成に関する措置でございます。こちらの目標としましては、研修の受講者の満足度ということで90%以上を目標としております。こちらの実績としましては97%ということで、大幅に超過をしております。加えて、この項目につきましては、人材の養成ということで行政文書やいわゆるアーキビストと呼ばれる方々をしっかりと広げていくことが1つ大きな目標としてあるわけですが、こちらは公文書館で認証アーキビストという資格を自ら設定をし、認証しているところでありまして、そうした認証アーキビストの更新のための取組を進めたことであるとか、あるいはさらにその前段階となる准認証アーキビストの審査、これも令和6年度から始めているところでございます。こちらもそうした状況を踏まえまして、また困難度は高と設定していることを踏まえまして、A評価とさせていただいているところでございます。

続きまして、2番のアジア歴史資料センター事業というところでございますけれども、こちらデータベースの検索ページビュー数、それから受入れ後の公開達成率等々、それぞれ数値目標100%を達成しておりますので、B評価とさせていただいているところでございます。

次に、大きな2番の業務運営の効率化に関する事項でございますけれども、こちらの人件費を除く一般管理費や事業費の総額について前年度比2.0%を削減するというところで、こちらは2.0%削減を達成しておりますので、B評価としております。

次に、大きな3番の財務内容の改善に関する事項でございます。こちらの目標は、いわ

ゆる自己収入等の増加ということで、今、公文書館で「平成」や「令和」という元号を発表する際の文字をクリアファイルにして売ったりしているのですけれども、そうしたものの自己収入、有償頒布の額を400万円以上と設定をしておりました。令和6年度の実績としては約398万円ということで、僅か2万円だけ達成できなかったというところがあるのですけれども、こちら前年の令和5年度と比べますと12%増加をしておりますし、またクリアファイルにとどまらず新たにトートバッグを作ったり、マスキングテープを作ったり、様々な自己収入の増加に向けた取組を行っていることを踏まえまして、目標達成はしていませんのですけれども、トータルとしてB評価とさせていただいているところでございます。

大きな4番のその他業務運営に関する事項につきましては、様々職員の育成でありますとか、そうしたことをそれぞれしかるべく対応しているということで、B評価としております。

以上、全体15個の項目があるのですけれども、A評価が4項目、それからB評価が11項目ということで、全体の評定をBとさせていただいているところでございます。

続きまして、3ページ目でございますけれども、先ほども大きな2番で業務運営の効率化に関する事項ということで御説明をしました。今回、5年に一遍こうした過去5年間の振り返るという時期になっているということでございまして、先ほども説明しましたが、人件費を除く一般管理費と事業費について対前年度比2.0%以上の削減を達成ということになっておりますところ、過去、令和2年度、3年度、4年度につきましては2.1%、それから令和5年度、6年度につきましては2.0%の削減を達成しているということでございますので、トータルとして計画を達成しているということで、B評定とさせていただいているところでございます。

事務方からの説明は以上でございます。

○牧原座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

山内さん、お願いします。

○山内委員

山内です。

質問ではなく、コメントで細かいところなのですけれども、AとBの違いがよく分からないと思うところもあって、例えば1ページ目の7のiii)、一番下のところの利用者層の拡大に向けた取組というのは、具体的な説明を伺っていると、なるほど、そうなのかなと思うのですけれども、この2行だけの記載だとなかなかぴんとこないというか、例えばここで「その他の指標も考慮しB評価が妥当と考えられる」と書いてあるのですけれども、具

体的に、もう少し丁寧に説明を記載されたほうがいいのではないかと思ったというのが、一点目になります。

二点目は、3の財務内容の改善に関する事項なのですが、前回視察したときにクリアフォルダーをまとめて自分で購入させていただいたのですが、デザインも使い勝手も、その後使ってみて、非常によかったですし、人に差し上げたら非常に評判もよかったですので、以前もお伝えしたのですが、購入のしやすさも含めてさらに進めていただいて、大幅に改善したとか、大幅に上回ったみたいな感じになるように、頑張っていたきたいと思います。

また、恐らく御説明がないと思うので、参考資料1-1の財務諸表についてちょっとだけ御質問させていただきたいのですが、31ページの②の「会計監査人の氏名又は名称及び報酬」のところで「規定する基準に達しないため対象外」と書いてあるのですが、もし支障がなければ、どのような監査法人にお願いしているのか教えてもらえたらと思いました。

同じようなことなのですが、54ページの監事につきまして、こちら去年も聞いたと思うのですが、どのような方にお願いしているのか、このお名前がある方はどういう方なのか、教えてもらえたらと思います。

以上です。お願いします。

○牧原座長

お願いします。

○前川課長

御指摘ありがとうございます。

評定理由のところを丁寧に説明すべしという点は御指摘のとおりでございますので、今後ともいろいろ我々でも分かりやすいように記載を心がけていきたいと考えております。

それから、財務内容のところ、クリアファイルの関係でも先生にも御貢献いただきまして、ありがとうございます。この辺はまた後で公文書館からも補足いただければと思いますけれども、ぜひいろいろ工夫をしながら、また御意見をいただきながら取り組んでいくことかと思えます。

また、監査法人、監事の件も公文書館から補足いただきたいと思いますけれども、監事につきましては、公認会計士の先生と弁護士の先生お一人ずつにお願いをしているところでございます。

公文書館から補足をお願いします。

○長野課長

公文書館でございます。よろしくお願いします。

まず、物販の件でございますが、御購入ということで、ありがとうございました。私自身も実は4月から内閣府から国立公文書館に異動したのですが、内閣府時代には合同庁舎8号館のセブンイレブンで「令和」や「平成」のクリアファイルを売っていたので購入したりしておりましたので、間接的に寄与していたのかと改めて思っているところでございます。物販のオンラインなども実は実施はしているところでございます。ですが、例えばアマゾンなどのECサイトとなりますと手数料などが発生しますので、なかなかペイするのが難しいところがあるので、そういったところまで広げることは難しいのですが、新商品の開発やそのようなオンラインの販売も可能にしたりという工夫はしているところでございます。

最後の監査の話でございますけれども、具体的な名前は、当方は監査法人の監査を要しない独立行政法人ということでございますので、こちらは対象外でございます。監査については、先ほど公文書管理課長からお話がありましたように2名の監事が監査をしているところでございます。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○山内委員

大丈夫です。開示対象外ではなくて、そもそも対象外ということですね。分かりました。ありがとうございます。

○長野課長

ありがとうございます。

○牧原座長

ほかには御質問はいかがでしょうか。

お願いします。

○梅澤委員

梅澤です。御説明ありがとうございます。

総合評価について質問させてください。B評価となっていますが、今回個別の評価を見ると、重要度高のものに比較的Aが多いと思うのですが、コメントもいただいているのですが、比較的Aに近いものなのではないかと思ったのですが、総合評価がBとなっているログブックについて少し補足いただけましたら幸いです。お願いいたします。

○前川課長

ありがとうございます。

当然A評価4つということで、我々も評価している中で、公文書館はそういった意味で

期待以上に頑張っているところも多いかとは感じておるところでございますけれども、基本的には15項目あるうちの全体としてはA評価の項目は4ということでございますので、トータルの数ということで見ますと、総合評価としてはB評価とさせていただくことになるのかと考えているところでございます。

○梅澤委員

なるほど。では、重要度高の場合にはこのぐらい重みづけをするみたいなロジックがここにあるわけでは定量的にはないという理解でよろしいのでしょうか。

○前川課長

そうですね。最終的な判断としてはそういうところもあるかもしれませんが、全体としてはそれによってということではないかと思っております。

○梅澤委員

よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○牧原座長

ほかには御質問等はいかがでしょうか。

お願いします。

○千葉委員

千葉でございます。

評価については別に何ら異存はないのですけれども、一点質問で、4の②で、最近要審査文書の数が増えている、今年は1,990冊にもなったということですが、この理由は分かるものなのでしょうか。

○長野課長

それでは、国立公文書館から御回答させていただきたいと思っております。

先ほど、公文書管理課長から話がありましてとおり、そもそも請求件数が増えているということがまず一番大きな要因ではございますが、実際に請求された資料につきましても、読解が困難な文字や言語などが書かれているものであったり、あるいは移管元に利用制限についての確認をしなければならない、そういったときに移管元の機関からの返答が遅かったりというのこともあって、他律的な部分の要因もあつたりしますので、なかなか努力はしているところでございますけれども、延長したことによって、さらに延長を受けた側の年度のほうで新規の利用請求があるのですけれども、その延長された部分を先に処理すると

いうことをやっていくので、どうしても後にもずれていくということがあって、困難なところではありますけれども、一番大きいのは利用請求が増えているというところが要因だと思っております。

以上です。

○千葉委員

その利用請求が増えているということは、コロナの影響を完全に脱して、利用者が非常に頻繁に利用請求しているからということによろしいのですか。

○牧原座長

今の御質問について、公文書館のほう、御回答はいかがですか。

○長野課長

ありがとうございます。

コロナということではなくて、自分の先祖のこれまでたどってきた道とか、そういったところを探索というか調査するという傾向もファミリーヒストリーという形で結構出てきているようでございまして、個人情報だったりしますものですから、なかなかその扱いなどが難しい部分もあって、利用していただくのは非常にありがたいのですが、それに対応が非常に難しくなっているところがあると思います。

○千葉委員

どうもありがとうございました。

○牧原座長

ほかには先生方、いかがでしょうか。

田辺先生、お願いします。

○田辺委員

御説明ありがとうございました。様々な取組、努力をされていることが理解できました。

一点、評価そのものではないのですが、お尋ねしたいのが、概要の資料ですと2ページ目にある業務運営の効率化のところ、前年度比2%を削減したということで、全体を見ましても毎年のように2%ぐらい減らしてきています。その努力には敬意を表するところなのですが、昨今物価もかなり上がっていて、その中で2%削減はなかなか厳しそうだという気もいたしますし、効率化が大事なのはもちろんそうなのですが、限界があるのではないかとも思います。今のところは、必要な事業内容等に影響がないまま、資料で説明していただいているような例えば調達の適正化等で2%くらいは削減する

ことができている、つまり事業内容等には影響しないまま効率化することが現状はできているという理解でよろしいでしょうか。

○牧原座長

いかがでしょうか。

○長野課長

国立公文書館から御回答させていただきます。ありがとうございます。

御懸念のとおりといいますか、現在はいろいろな契約関係を工夫しながら合理化を図っているところでございますが、これがずっと続くと本来業務といいますか、事業に影響が出る可能性も否定できないかと思っているところでございますので、どういう工夫があるのかはこれから考えなければいけませんけれども、いずれにしてもこれからどのようなところが工夫できるのか、精査できるのか、そういったことは課題としては上がってくると思っております。

現在の状況でしか答えられませんが、よろしくお願いします。

○田辺委員

ありがとうございました。

○永山課長

政評課から補足説明をよろしいでしょうか。

本件につきまして、まさに先日独法の評価全体を担当する総務省行政管理局から説明がありまして、現在各法人の中期目標については（人件費除く）としかないところを、田辺先生御指摘のように最近の物価高や資材高、そういったものを除いた削減目標という形で、今後目標の記載の仕方を全独法について変えていって、事前に財務省にも説明したようなのですけれども、そういった形でちゃんとしかるべき物価上昇等については除外した形での削減目標という形で今後目標を書き換えていこうという音頭を取っている状況が最近見られておりますので、また目標を変更する際に御相談させていただきながら、公文書館につきましても、そういった見直しを我々としてもやっていきたいと考えております。

以上です。

○牧原座長

今、どなたですか。どなたが発言されたか分からなかったのです。お顔を出されていないのではないのでしょうか。どなたか確認しようと思ったのですけれども、お顔を出されている方が見当たらなかったのです。

○永山課長

大変失礼しました。今、表示しました。

○牧原座長

永山さんですね。分かりました。一応オンラインだということで、確認を一つ一つと思ったものですから、御発言のときはカメラをオンをお願いします。

○永山課長

オンをするのを忘れて失礼いたしました。

内閣府として総務省からそういったお話をもらって、全独法にそういった今後の方針について、適切な資材高等については反映するということをやるという方針が出ております。また追って目標変更の際には御相談させていただきたいと思います。

○田辺委員

どうもありがとうございました。

○牧原座長

全体の確認ですけれども、B評価はおおむね評定理由が所期の目的を達成していると認められるということで、ただ、所期の目的を達成していないにもかかわらずBの場合は一定の説明があると。A評価の場合は、それプラスアルファのものがあったということですね。

ただ、気になるのが、利用者層の拡大に向けた取組の非常に重要なところが、自己評価はAだけれども、主務大臣評価がBであるということになっているわけで、これはどうしてこうなったのかということ、若干の説明はいただいたのですけれども、この主務大臣評価なるものの意味ですね。主務大臣が何となくBと思ってしまってBというものなのか、一定の主務大臣評価の理由づけをどういう形でやったのか分かりませんが、これはどうなのでしょう。

○前川課長

公文書管理課でございます。

今、先生のおっしゃったとおり、Bというのは所期の目標を達成していると認められるというのがその評語の意味でございまして、その際に定量的な指標との兼ね合いにおいてそれがどれだけ達成できているかが1つあると思います。その点でいいますと、Bは定量的指標に対して100%以上となってございまして、A評価といいますのは定量的な数値でいうと120%以上となっているか、もしくは100%以上でかつ先ほど申し上げました困難度という欄のところで高となっている、この120%または100%かつ困難度高のいずれかを達

成すればA評価であるということが、内閣総理大臣決定として決まっている評価の基準になっているということでございます。ですから、その他の指標に対しては定量的指標のデータを使った上で、案件によっては例えば先ほど物販が2万円足りなかったけれども中身的にBではないかとか、そうした判断をしているという考えでやっております。

この項目については我々も正直に申し上げて悩ましいところだと思っております、それは定量的指標を令和6年度に定めた段階で定めていなかったというところがございます。したがって、そうすると100%とか120%という数値での判断がなかなか難しいところがあるというのが正直なところでございます。その上で、さらにそうは言っても数字などを見ていくということを仮にするとすれば、例えば見学等の受入れ数、こちらはかなり頑張ったという点で前年度比120%を超えるような数値も出ているのですけれども、ここでもいろいろな出ているSNSのフォロワー数などというプラス3.5%ということで、もしこれが仮に数値目標として大きく出てくるのであれば達成していなかったであろうというのは、これも結果論になってしまうので、なかなか後から見てこうだったというのは申し上げづらいということが評価する側としての悩ましいところです。したがって、我々としてもできれば一つ一つ項目を立てる際に定量的指標をつくっていく、それによって事後の段階になった際にもその数値を基に評価できるということがあるのだと思います。

したがって、個々の評価項目で挙げているものの幾つかは前年度より大きく伸ばしているものもあるものの、別の項目ではあまり伸びていなかった項目もあるということで、それらが定量的指標にもなっていないことも踏まえて、B評価になっているということでございますので、今後こうしたことも踏まえて、将来的にこれは毎年目標を設定した上で評価するサイクルになっておりますので、今後の設定の際にもそうした今回の状況なども踏まえて議論していきたいと考えております。

○牧原座長

もし可能だったら、資料の中でAとBの評価の基準の基本的な抜粋などを入れていただくと誤解がなく、いろいろ理解が深まるのかとも思いました。

また、利用者層の拡大に向けた取組となると、利用の利便に関する取組よりも拡大という言葉によって、さっきの120%目標は本来120以上なのではないかみたいな、かなり自分で自分の目標の首を絞めているというような感じはしますけれども、もちろん、現実にはA、Bで合格ということだろうと思いますから、それはそれでと思います。

ただ、主務大臣は全く御本人の主務大臣個人の判断でAやBをつけるのですか。

○前川課長

個人といいますか、最終的に決定するのが主務大臣ということで、今回ここで有識者の先生方にお諮りをした上で、内閣府、内閣総理大臣として最終的に決裁をして決定するという流れでございます。

○牧原座長

だから、主務大臣評価Bだけれども、Aではないかという修正はここであり得るのですか。

○前川課長

それはお諮りしているので、あり得るかと思います。

○牧原座長

主務大臣が何を根拠に事務方のAからBと挙げたのかが、こうだと言うのですけれども、これを決めたのが主務大臣個人だとするといかなものかという感じがすごくするのですね。何でそのようなことを主務大臣が、どういう知見で決められたのかがよく分からないのです。これはもうちょっと聞きたいのですが、どういうことなのですか。

○前川課長

主務大臣の評価はまだ決定しておりませんで、今、我々事務方として評価の案ということで、まさに資料にも書いておりますけれども、案としてお示しして、今日この場で先生方にお諮りをして、第三者の目から御覧いただいた上で、それでよしということであれば、最終的に主務大臣が決定をするということでございます。

○牧原座長

そうしたことだそうなのですが、私はこれで納得しましたけれども、ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。よろしゅうございますかね。

では「国立公文書館の令和6年度における年度評価案及び効率化評価案について」、当懇談会としては、質疑はしましたけれども、これ以上、これに何か意見をつけて修正する等ということはないということで確定すると。それでよろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○牧原座長

よろしいですね。

異議がないということだそうですので、どうもありがとうございました。

では、公文書管理課、国立公文書館の皆様は、これにて御退席いただいて結構です。

(公文書管理課、国立公文書館退室)

○牧原座長

それでは、2つ目の議題である「北方領土問題対策協会の令和6年度における年度評価案について」、審議に入りたいと思います。

小林北方対策本部参事官より御説明をお願いいたします。

○小林参事官

北方対策本部の参事官の小林と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料は2-1の、国立公文書館が説明されたものと同じような形式の表で説明させていただきます。

私どもの評価については、中身はこれから説明しますが、法人の自己評価と主務大臣の評価案は全て一致しておりますので、まずそれを最初に申し上げてから御説明したいと思います。

最初の個別の項目に入ってまいりますけれども、1の(1)国民世論の啓発というところでございます。こちらにつきましては、御案内のとおり、北方領土問題は外交交渉で最終的には解決していくものですけれども、国民の理解なくしては外交交渉もないということで、大事になってくる部分でございます。そういう中で、今、戦後80年になっていきますので、諦めずに啓発していくのですけれども、若い世代がどう認知していくかが課題になっています。

中身に入ります。中身が3つに分かれておりまして、まず①でございます。こちらにつきましては、返還運動の取組についてでございますが、若い方の参加の比率を高めていくこと、あとはSNS等で発信をしていくのですけれども、その数値目標として対前年度増という形でそれぞれ定めているところでございます。この結果でございますけれども、まず県民大会等が各地でいろいろあるのですが、こちらの目標については若年層の参加割合が21.4%という目標に対して22.2%ということで上回っております。SNSについては、それぞれ発信の件数、読者数、反応数もいずれも大きく上回っているところでございます。この啓発は、最初に申し上げましたように、長きにわたって諦めずに継続していくものであり、若年層に訴えていくのはなかなか難しいところもございまして、困難度が高い目標となっていますので、そういったことも踏まえて、この項目はAとしています。

2つ目の項目でございますが、若年層に訴えていく、啓発していく際に、教育関係者による啓発も大事になってくるところですが、教育関係者に啓発していただく際に参考となる教材や参考になる素材として、写真や資料といったものを協会のホームページに載せておりますけれども、それがどれぐらいダウンロードされているか、使われているかを目標としておりますが、これも達成しているところでございます。同じく困難度が高くて達成していますので、Aとしています。

3つ目ですけれども、もう少し広い国民一般の方に対する啓発というところになってき

ますけれども、直接的には北海道の道東、北方領土の隣接地域に啓発施設を3つ所有しております。そこへの来館者数を目標にしております。こちらについては達成しているところもあればしていないところもございます。このほかに、後ほどまた説明します北方四島との交流事業で使っている船「えとぴりか」というものがございますが、こちらも一般の方に公開することによって、気楽に船に立ち寄っていただいた方に北方領土問題について理解いただくということで一般公開しておりますけれども、そういったものの実績も記載しております。先ほど各施設への入館者数が目標に達していないところもあると申し上げましたが、こちらについては先ほど申し上げた北海道の道東に来られる観光客の方が、コロナ前と比べて完全に戻っていないという事情があることが1つと、この法人でも来館した方へのアンケートの内容等を充実させるとか、分析をさらにするとか、そういったことの取組も行っていることも勘案して、数値目標には達していないのですが、困難度が高い目標であるため、Bとさせていただきます。

2つ目の項目、四島交流事業に移らせていただきます。こちらは外交交渉で領土問題自体にも進展がなかなか見られないということがございますけれども、北方四島にいるロシア人との交流は30年ぐらい前からかなり活発にやってきております。他方、コロナによる影響で止まった後、ウクライナ情勢によってロシアとの関係が悪化していることで、今、事業ができていない状況でございます。こちらについては、そういった事情があるので、なかなか協会としてその事態を直接どうこうということはないところでございますので、かつ、交流事業に使っていた船を使って先ほど申し上げた一般公開をしているといったことも勘案して、Bとしております。

1の(1)国民世論の啓発において、その3項目を御説明した後にまとめの部分を御説明していなくて申し訳なかったのですが、Aが2つ、Bが1つということでございますけれども、Bの部分がいろいろな事情を勘案してBにしていることも踏まえて、国民世論の啓発のところはトータルがBという評価をしております。

次のページに移りまして、調査研究でございますが、北方領土の関連で返還運動や先ほど申し上げた四島のロシア人との交流のことでありますとか、そのほか、もっと古い資料の収集や、調査研究の結果をホームページに載せているのですが、そういったものが活用された度合いを目標にしておりますが、それについては達成しているということで、Bにしております。

(4)の元島民等の援護の部分ですけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げた四島交流事業としては、いわゆるビザなし交流、加えて、それよりは簡素化したような形で、自由訪問できるような形、また、お墓参りなのですが、通常は船で行くのですけれども、飛行機を使った特別墓参というものをやっておりました。しかし、これら全てロシアとの関係で今はできておりません。先ほど申し上げたように協会ではどうしようもない部分もありますので、そういったことを勘案して、Bとしております。

その次の(5)旧漁業権者等への融資という部分ですが、もともと北方領土は漁業が盛

んな地域でございまして、ロシアに不法占拠されて島を追われた方々も、北海道やそのほかの地域で漁業を続けている方が多いのですが、旧漁業権者等に対して、漁業権補償は行われませんでした。したがって、それを直接補償するのではないのですけれども、漁業等をされている方に、その事業の資金を融資しております。これについて、戦後80年になる中で、元島民の方も高齢化はしておるところではありますけれども、1回限りで融資資格を承継できることもあって、まだまだ使っていただく必要があるところでございますので、まずは相談にいろいろ乗っていくということで、その相談件数を挙げていると。あと、貸した以上はちゃんと回収し、不良債権にならないように努めているので、その目標を定めまして、それについては達成しているということで、Bにしています。

そのほかの業務の効率化、財務内容、その他の管理につきましては、それぞれ目標を定めているところでございますけれども、それぞれ達成しているということで、Bにしております。

なお、先ほどの公文書館の中でありました業務効率化の部分につきましては、同じように私どもも事業に支障がないように調達の際にいろいろ工夫することによって今のところ是对応しておりますが、先ほど政評課長からもありましたように、全体の方針がまた変わっていくようであれば、それに合わせて対応していきたいと思っております。

以上、説明申し上げましたように、項目ごとで見ますと全てBということでございますので、全体としてもBにしております。

以上でございます。

○牧原座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問等がございましたらお願いいたします。

○山内委員

山内です。よろしくお願いします。

1つコメントと1つ質問をさせていただければと思います。

コメントのほうなのですが、最近いつも申し上げているのですけれども、1ページ目の一番下の(2)交流事業ですとか、2ページ目の(4)元島民等の援護につきまして、毎回様々なことが実施できなかったというのは仕方のないことだと思っているのですけれども、関係者の方々は不安な気持ちをずっと持ち続けておられると思いますので、引き続き、可能なことを実施するなど、寄り添っていただければと思っております。こちらがコメントです。

もう一点、資料3-1なのですが、こちらは案として、貸付限度額の引上げというものがございました。この引上げの理由についてよく理解できますし、引上げの金額についてもよく検討されたのだと思っております。その上で、一点質問なのですが、

今回の金額引上げに当たって、（４）で参考にした他の制度等が１つ示されているのですけれども、最終的にこれに絞り込まれたと思うのですけれども、ほかに参考にした制度がないのかとか、なぜこの制度を参考にしたのかについて、教えていただければと思います。お願いします。

以上です。

○小林参事官

北方対策本部の小林です。

最初のコメントにつきましては、まさに御指摘のとおりでございまして、交流事業ができないことについては元島民の方は非常につらい思いをされているところでございますので、その１つにお墓参り、北方墓参というのもあるのですけれども、こちらについてはなかなか向こうに行ってお墓参りはできないのですけれども、洋上で慰霊するというのは別途のものとして行ったり、そのほかもできるだけお話も伺いながら進めていくということであります。コメントをどうもありがとうございます。

２点目の御質問につきましては、この次の議題に関するものであるため、説明をしていなかったところでございます。

○山内委員

次のときをお願いします。すみません。

○小林参事官

はい。申し訳ございません。

○牧原座長

では、次のときに御質問があったということで、直接お答えいただいてと思いますので、お願いします。

取りあえず山内先生の御質問はそこまでということになりますでしょうか。

ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

田辺先生、お願いします。

○田辺委員

御説明ありがとうございました。

質問というか確認なのですが、今、山内先生がおっしゃったいろいろウクライナ情勢もあって進められなかったというところは致し方ないと思いますし、協会が責められるようなことではないというのは十分分かるのですが、その場合にどのように評価を書くかは、いろいろ考え方があると思うのです。お書きいただいたように、やむを得ない事情なので、

ほかのこともいろいろやっているしということでBにさせていただくのもありでしょうし、所期の目的からするともっと悪い評価とし、これは協会の責任ではないという注意書きとか説明をするなどもあり得ると思うのですけれども、その辺りについて独法の評価全体として考え方のルールのようなものはありますでしょうか。

○牧原座長

よろしくお願いします。

○永山課長

内閣府政評課長でございます。

これにつきましては、全体のルールとしまして、確かにほかの国の事業でも独法の事業でも例えばコロナで来客、インバウンドがなかったので観光ができなかったとか、いろいろ全般、国も含めてその評価に当たっては田辺先生御指摘のような悩みといいますか、どのようにして合格点なのかどうかは常に議論になっているところでございます。これは統一的なルールがあるものではないようございまして、おっしゃるように、本来の目的からしてどの程度行政なり独法側が努力をしたという、できる限りの努力、やり得る限りのことをどれだけやったかを、自分の評価であり、主務大臣が客観的に見てもやむを得ないというダブルの評価で総合的に判断するという形に全体的にはなっていると私どもは理解しております。

以上でございます。

○田辺委員

ありがとうございます。

ほかでもこのような、ではBで、ということがよくあり、これが割に標準的な考え方と理解してよろしいですか。

○永山課長

まさにこれが本当にどこまで努力しているかというもので、これはいまいちだというときにはC評価になる例は私も以前見たことがございます。自分の評価ではすみませんということなのだけれども、主務大臣から見てやむを得ないねということで評価が上がったり、また別のパターンがあったりと、そこはそれぞれの事業の事情によっていろいろな評価がある状況でございます。

○田辺委員

了解いたしました。ありがとうございます。

○牧原座長

ですから、Cはあまりないということなのだと思いますけれども、その辺りのあんばいが、大学の成績だとCは一応合格だとかありますからね。どのような感じだということで、あまりひどいと本当に独法そのものの存在にも関わるということで、Bが基本的な球筋であるということなのではないでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

大体ずっと聞いていると、そういう感じであろうと。コロナの前も私は聞いていましたので、コロナの前はいろいろ本当に活動されていたものがなかなか難しい状況はよく分かりますが、しかし評価を見ますと、やれる可能な範囲で可能なことを現実的にかなりやっていたらっしゃるということかと。コロナも終わってということだと思います。

特に私自身は肅々とこの調子で、特に県民大会というか、県民会議等という道民なのか分かりませんが、若年層の割合が水準を上回ったことは大変よろしいことかと思えますので、SNSも読者数が46.4%増ということで、大変増やしていらっしゃるということですね。これはすごく増えていますね。何か発信を増やしたとか、そういうことがあったのでしょうか。

○小林参事官

発信するタイミングや回数も、少なくとも駄目ですし、多過ぎても駄目ということで、加減をうまくやりながら行っていることと、エリカちゃんというキャラクターのXなのですけれども、ユニークな発信内容が注目されていることもあり、それで反応や読者数が増えているようでございます。

○牧原座長

たしかアプリを始めたというところを数年前に聞いたような気がしたので、非常に増えていて大変よろしいなということで、本当にそういう意味では努力されていると思います。

そういうことで、よろしいでしょうか。

では、本件、当懇談会としては特に意見はなしということで確定いたします。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○牧原座長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、3つ目の議題「北方領土問題対策協会の業務方法書の変更案について」、審議に入りたいと思います。

小林北方対策本部参事官より御説明をお願いいたします。

○小林参事官

では、続けて説明させていただきます。

資料は3-1でございます。

先ほどの評価についての説明の中で少し融資制度については申し上げたところでございますが、制度の大枠は法令で決まっておりますけれども、具体的な貸付資金の内容、金額等は業務方法書以下に規定されておりますので、今回その見直しをするということでお話をさせていただくところでございます。

まず1番の漁業資金の貸付限度額引上げでございますけれども、先ほどの説明の中でもありましたように、元島民の方は漁業をされている方が多く、漁業資金がかなり使われているところでございます。これで船を調達する際の融資、借入れをされている方がいらっしゃるのですけれども、物価高などで船の値段が上がっていることを踏まえて、限度額を6,000万円以内としていたものを9,000万円以内としたいと考えております。

参考の(3)と(4)にございますように、実際の漁船を導入された際の値段の中央値でありますとか、一番代表的な制度として水産庁の漁業近代化資金というものがあるのでございますけれども、この制度の限度額の金額9,000万円というものも参考にさせていただきながら決めたところでございます。

続きまして、経営資金の貸付限度額でございます。これはいわゆる運転資金になりますけれども、こちらも漁業以外のものも対象にはなるのですが、漁業のものがよく使われておりまして、そのうち特に秋さけの定置網漁業については、仕掛けをしたりするのにお金がかかることもあるので、運転資金を借りた上でちゃんと取れて、またそれが売れたことによって返済するという形で回っているところがございまして、この秋さけの定置網漁業の経営資金の限度額が800万円以内になっていたのですけれども、実際はより多くの資金を必要とする方が多いため、そういうこともあって、1,000万円以内としたいと考えています。

参考にしたものについては、北海道の漁業振興基金の貸付限度額についても秋さけについては同じように高く設定されておりまして、こういうことを勘案した次第でございます。

3つ目の修学資金の貸付条件の拡大でございますが、こちらは高校生と大学生等に貸しているところでございますけれども、教育施設ごとに上限額を決めておりました。他方、使う側からすると、それぞれ御事情もあるので、高校生から大学生まで通算した上で、上限額をまとめて450万円以内と変えたいと考えています。

こちらも参考(3)や参考(4)にございますように、ほかの制度なり、実際に今使われている具合なども見ながら、450万円と設定したところでございます。

続きまして、4番の車両資金でございます。こちらは生活資金という部分がありまして、比較的小口の生活に必要な資金を貸すという枠になっておるのですけれども、この中に車のローンも当然入っていたのですが、車の値段も上がってきていることもあるのと、北海

道ならではの寒冷地仕様ということもあって、更に費用が必要になりますので、車両資金という形で外に出して、限度額も500万円以内という形にさせていただきたいと考えています。

これについても、実際の資金の利用状況でありますとか、車両の調達にどれぐらいの費用がかかるかといったデータも参考にしながら設定したところでございます。

以上でございます。

○牧原座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、さっきの件ですね。

○山内委員

確認なのですが、この参考にした他の制度等が1個しかない場合は、それが代表的なものであるからと、今の御説明で理解したのですが、正しいでしょうか。

○小林参事官

ありがとうございます。

一番代表的なものを見て、それに歩調を合わせていくことが適切かと思っておりますので、そのようにさせていただいております。

○山内委員

分かりました。ありがとうございます。

○牧原座長

先ほどの御質問も今のでクリアということによろしいのでしょうか。

○山内委員

大丈夫です。

○牧原座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

この漁業資金の貸付限度は島民が今、北海道にいらして、多分根室とかあの辺りに船をお持ちになっていて、それで特に北方領土の現在ロシアが実質的に占拠しているエリア以外も含めた近海漁業も含めて、貸付けも行っていると、理解としては大体そういうことでよろしいのですか。

○小林参事官

おっしゃるとおりでございます。必ずしも北方領土の付近でなくてはいけないということではなくて、元島民の方や旧漁業権を持っていた方が対象になっていますので、数は少ないのですけれども、富山も元島民の方が多い地域なので、富山で使っている方もいらっしゃると思います。

○牧原座長

富山なのですね。だから、もしかしたら格差になっているのかと思ったりもしたので、これはいいのですけれどもね。そうですか。分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○山内委員

山内です。

もう一点、よろしいでしょうか。この貸付限度額や条件について、これは年度、都度今後、見直していかれるという感じなのでしょうか。見直しの年数などは決められていますか。

○小林参事官

御質問ありがとうございます。

基本的に、先ほど相談をできるだけ受け付けるということを目指の中に入れていましたように、融資の御相談をいただいた中で対応できていないものは丹念に拾っておりまして、この貸付けの業務は協会が直接行うものと地元の金融機関に委託して行っているものもあるので、そちらで聞いてくださったニーズなども踏まえ、ある程度まとまりを持って同じような情報がある等、そういったことをそのときのタイミングでうまく拾っていきたいと思っております。いつというのはないのですが、生じるたびに見直していききたいと思っております。

○山内委員

分かりました。柔軟に対応されていると理解しました。ありがとうございます。

○牧原座長

ちなみに評価委員会としては、一定のよしあしでこれを認めるとか認めないというよりも、このそのものを評価委員会としての一定の意見なりなんなりを持つかどうかというあれでよろしいのですね。ふと、今までこれはあまりない案件だったと思いますので、何となくそこが急に気になったのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

これは事務局、いかがでしょうか。

○永山課長

はい。それで結構でございます。

○牧原座長

質疑はしますけれども、評価をするわけでもないし、これそのものは評価の対象ではないけれども、評価委員会として一定の話を聞いて、意見があれば場合によっては意見を入れることもあるということですね。

○永山課長

さようでございます。

○牧原座長

いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、ほかになれば「北方領土問題対策協会の業務方法書の変更案について」、当懇談会としては特に意見はなしということで確定いたします。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○牧原座長

ありがとうございました。

それでは、北方対策本部、北方領土問題対策協会の皆様は、これにて御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

○小林参事官

ありがとうございました。

(北方対策本部、北方領土問題対策協会退室)

○牧原座長

最後に、事務局から当懇談会の今後の予定等につきまして御説明をお願いいたします。

○藤間補佐

事務局から今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

資料4を御覧ください。

まず、本日御審議いただいた業績評価及び業務方法書の変更に係るスケジュールでございます。評価につきましては、この後、府内決裁等の府内手続を進めてまいりたいと思います。府内手続の後、8月末までに独立行政法人通則法に基づいて各法人に対して評価の結果を通知するとともに、当該評価を公表いたします。あわせて、独立行政法人の評価に関する指針に基づきまして、総務省に当該評価等を通知することになっております。3つ目の議題にございました業務方法書の変更につきましては、この後府内手続を進め、7月中に業務方法書の認可を行う予定としております。

次に、2.の目標に係るスケジュールでございます。目標につきましては、次回の有識者懇談会におきまして、国立公文書館の令和8年度の目標案、さきの国会で法案が成立いたしまして文科省から移管となって来年4月に設立される男女共同参画機構の第1期中期目標案について御意見等をいただくことを予定しております。

次回の有識者懇談会の開催時期につきましては、来年1月頃を考えておりますが、具体的な日時等につきましては、改めて委員の皆様の御都合をお伺いして調整していきたいと考えております。

今後のスケジュールについては以上でございます。

それから、本日御検討いただいた懇談会の資料は、近日中に内閣府ホームページに掲載される予定となっております。

以上でございます。

○牧原座長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

○山内委員

山内です。

今まで2法人だったのが3法人になるということですね。

○藤間補佐

そうですね。この懇談会で審議の対象になる法人が1つ増えて、3法人になります。

○山内委員

分かりました。ありがとうございます。

○牧原座長

ほかにはございますでしょうか。

それでは、特にないようであれば、議事の進行を事務局にお返しいたします。

○永山課長

牧原座長、委員の皆様、ありがとうございました。

熱心な御議論、貴重な御指摘、大変参考にさせていただきます。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の懇談会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上